



資料 3 - 4

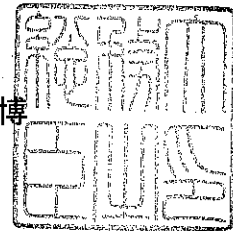
諮 問 2 0 0 2 号

平成 2 2 年 3 月 2 6 日



情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 高 橋 温 殿

総 務 大 臣
原 口 一 博



諮 問 書

萩ケーブルネットワーク株式会社から、平成 2 2 年 3 月 8 日付けで有線テレビジョン放送法（昭和 4 7 年法律第 1 1 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、有線テレビジョン放送施設の設置の許可について申請があった。

これについて審査した結果、同法第 4 条第 1 項各号の規定に適合し、かつ、同法第 5 条各号の規定に該当していないと認められる。よって、同法第 3 条第 1 項の規定により許可することとしたい。

上記のことについて、諮問する。

萩ケーブルネットワーク株式会社に係る
有線テレビジョン放送施設の設置許可について

○ 萩ケーブルネットワーク株式会社	
（１）申請の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	１
（２）審査の結果等・・・・・・・・・・・・・・・・	３

(1) 申請の概要

名 称	萩ケーブルネットワーク株式会社	
所 在 地	山口県萩市江向 4 5 1	
申 請 年 月 日	平成 22 年 3 月 8 日	
設 置 を 必 要 と す る 理 由	益田市は、旧益田市、旧美都町及び旧匹見町が平成 16 年 11 月に合併して誕生した、島根県の西端に位置し日本海に面する人口約 5 万 1 千人、世帯数約 2 万 1 千世帯、面積約 733km²の地方都市である。 益田市においては、旧市町で受け継がれた歴史や文化を活かしつつ、新しい都市にふさわしい官民が一体となった意識の醸成やまちづくりを目指すとともに、高齢化や情報化の進展など時代潮流に適應できる社会基盤の整備を進めていく必要がある。このため、地域密着型の情報インフラとして F T T H 方式によるケーブルテレビ施設を設置し、これを活用することにより、地上デジタル放送の再送信、多チャンネル放送、生活情報・行政情報などのコミュニティチャンネル等のサービスを実施することが求められているところである。	
施 設 区 域	益田市全域	
区 域 内 人 口 ・ 世 帯 数	人口 51,476 人、世帯数 21,374 世帯 (平成 21 年 12 月 31 日現在)	
の 主 設 置 場 所 備	受 信 空 中 線	(区域内地上デジタル放送波) 島根県益田市元町 1 1 - 2 6 益田センター屋上 (区域外地上デジタル放送波) 島根県益田市高津 8 - 1 5 - 1 8 (B S デジタル放送波、C S デジタル放送波) 山口県萩市大字江向 4 5 1 萩ケーブルネットワーク(株) 通信センター屋上
	ヘッ ド エ ン ド	島根県益田市元町 1 1 - 2 6 山口県萩市大字江向 4 5 1 (萩ケーブルネットワーク(株) 通信センター)
	演 奏 所	島根県益田市元町 1 1 - 2 6 山口県萩市大字江向字河添沖田 5 5 3 (萩ケーブルネット ワーク(株) 放送センター)
設 置 完 了 予 定 及 び 施 設 の 規 模	設 置 完 了 予 定	引込端子の数
	平成 23 年 3 月 31 日	34,020
施 工 の 方 法	委託	
保 守 の 方 法	自営及び委託	

放 送 内 容	T V 54ch					
	{	デジタル自主放送	1ch			
		地上デジタル放送（再送信）	6ch			
		B S デジタル放送（再送信）	10ch			
		C S デジタル放送	37ch			
伝 送 路 の 形 態	F T T H 方式			上 限 周 波 数	770MHz	
使用する周波数	周波数配列図のとおり。					
事業収支見積 (単位：千円)		第 1 年 目	第 2 年 目	第 3 年 目	第 4 年 目	第 5 年 目
	事業収入	千円	千円	千円	千円	千円
	契約料					
	利用料					
	放送料					
	番組制作料					
	その他					
	事業外収入	千円	千円	千円	千円	千円
	計					
	事業支出	千円	千円	千円	千円	千円
	人件費					
	物件費					
	修繕費					
	電柱等使用料					
	電気料					
	番組制作費					
	番組購入費					
	借料					
	事務費					
	販売費					
	その他					
	支払利息					
	租税公課					
	減価償却費					
	事業外支出	千円	千円	千円	千円	千円
	計					
	差引利益（欠損）金					
	法人税等					
	税引後利益金					
	税引後繰越利益金					
建設資金の調達						
料 金 （ 予 定 ）	契 約 料 (税 込)	5,250 円（加入料）		利 用 料 (税込)	1,575 円/月～	

(2) 審査の結果等

ア 審査の結果

本件申請について、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号。以下「法」という。)第4条第1項各号の許可の基準及び法第5条各号の欠格事由について、有線テレビジョン放送法関係審査基準(平成13年総務省訓令第69号)に照らし審査した結果は次表のとおりであり、法に合致するものと認められる。

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
(欠格事由) 第3条 施設の設置の許可を受けようとする者は、法第5条各号に定める欠格事由に該当しない者であることとする。 【法第5条各号】	適	本件申請者については、法の規定による施設の許可の取消しや、法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)及び有線電気通信法(昭和28年法律第96号)の罰則を受けた者ではなく、また、その他の欠格事由にも該当しない者であると認められる。
(施設区域) 第4条 施設区域(施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行うための区域をいう。以下同じ。)は、一の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては、区とする。以下「市町村」という。)ごとに、その区域の全部とするものであることとする。ただし、次の各号に掲げる基準のいずれかを満たす場合は、この限りではない。 (1) 一の市町村の人口集中地区の大半が施設区域に含まれており、かつ、当該市町村内において施設区域としない区域(申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等に照らし、施設区域としない特別の事情が認められる区域に限る。)の扱いについて、当該市町村の全域を施設区域とすることが原則であることを踏まえた将来計画が明らかにされていること。 (2) その全域が施設区域である市町村((1)の基準を満たす施設区域が属するものを含む。)の区域が合併等により変更された場合、河川が市町村の区域を分断している等地形上やむを得ない場合その他の自然的社会的文化的諸事情に照らし市町村の全域を施設区域とすることが必ずしも適切であると認められない場合において、当該市	適	本施設の施設区域は益田市の区域の全部であるため、基準を満たしていると認められる。

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
町村の区域のうちその事情に照らして施設区域とすることが適切であると認められる区域以外の区域が含まれるものでないこと。 (3) テレビジョン放送の共同受信施設又は受信障害解消のため同時再送信業務を行うことを目的とした施設(以下この号において「共聴施設」という。)の設置が必要となる区域以外の区域が含まれるものでないこと。ただし、共聴施設が市町村の全域を施設区域とする施設((1)の基準を満たす区域を施設区域とする施設を含む。)と接続されるものである場合は、その接続の目的が地上デジタルテレビジョン放送の受信環境の整備であるときに限り、かつ、当該共聴施設と接続する施設の施設区域が属する市町村に隣接する市町村の区域を含むものであること。 【法第4条第1項第4号】		
(施設計画の合理性及び実施の確実性) 第5条 施設の施設計画は、次の基準に照らし合理的であり、かつ、その実施が確実であると認められるものであることとする。 (1) 申請に係る施設区域が、当該地域で申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等からみて、適切に設定されていること。 (2) 施設区域内の送信施設、幹線及び中継増幅器の配置は、当該地域で申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等と見合っていること。	適 適	各項目について、施設の施設計画は、以下のとおり適切なものであると認められる。 施設区域は、上述のとおり島根県益田市の区域の全部であり、適切に設定されているものであると認められる。 送信施設、幹線及び中継増幅器は、旧益田、旧美都町、旧匹見町、各地区の共聴施設の設置状況、難視聴地区の点在状況等を勘案して申請者が予測した需要の見込み及び世帯分布に見合った箇所に配置することとされており、当該地域において、サービスを提供するために適切なものであると認められる。

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
(3) 施設の設置に伴い、道路等を占用し、他人の電柱等に共架し又は他人の土地等を使って設置することとなる場合は、道路等の占用許可、電柱等の共架承諾若しくは他人の土地等の使用承諾を得ているか又は得る見通しがあること。 なお、他人の電柱等に共架する場合であって、同一施設区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置することとなる場合は、電柱等の共架承諾等において、幹線の共架方法その他同一区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置するための方策が具体的に明らかにされていること。	適	施設の設置において必要な道路占用、電柱共架等については、国土交通省、島根県、益田市、西日本旅客鉄道株式会社、中国電力株式会社及び西日本電信電話株式会社から内諾を得ていることから、支障はないと認められる。
(4) 設備の設置場所は、地域開発、治山治水、文化財保護等の関係法令からみて、設置が可能であると認められる場所であること。	適	地域開発、治山治水、文化財保護等の関係法令上、設備の設置が禁止されている場所や、設備の設置の手續が必要となるような場所に設備を設置する計画はないことから、問題ないと認められる。
(5) 施設を設置しようとする者は、有線テレビジョン放送施設者として自立的な事業活動を行う実体を有するものであること。	適	申請者である萩ケーブルネットワーク株式会社は、有線テレビジョン放送事業等を行うために、山口県の企業、金融機関等が出資して設立した事業者であり、また、当該事業の内容が当該者の定款に明記されていることから、有線テレビジョン放送施設者として自立的な事業活動を行う実体を有するものであると認められる。
2 電気通信事業法(昭和59年法律第86号。)第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者(以下「電気通信事業者」という。)の加入者系光ファイバ網を利用する施設を設置する場合にあつては、前項の規定によるほか、電気通信事業者の加入者系光ファイバ網を利用することが他の手段に比較して、著しく合理性を欠くものでないこと。 【法第4条第1項第1号】	一	本施設は、電気通信事業者の加入者系光ファイバ網を使用するものではないため、審査の対象外である。

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
(施設の技術上の基準) 第6条 施設は、法第4条第1項第2号の技術上の基準に適合するものであることとする。なお、当該基準のうち次に掲げるものに関する審査は、次によることとする。 (1) 有線テレビジョン放送法施行規則第18条第2項に規定する技術上の基準について、放送局の行うテレビジョン放送(デジタル放送を除く。)又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る搬送波の受信空中線の出力端子におけるレベルは、当該レベルを電界強度から求める場合、次式によるものであること。 $E0 = Ef + GA + K \text{ [dB]}$ E0: 出力端子の信号レベル Ef: 受信電界強度 GA: 受信空中線利得 K : 換算値(別表1により求める。) (2) 有線テレビジョン放送法施行規則第22条第2項に規定する技術上の基準について、複数の光を多重して伝送する場合の光の波長は、別表2に掲げるものであること。 【法第4条第1項第2号(有線テレビジョン放送法施行規則第2節)】	適 適 —	法第4条第1項第2号の技術上の基準への適合について、申請書に添付された技術資料及び機器仕様書と有線テレビジョン放送法施行規則第2節の技術基準の各規定との適合性を確認した結果、特段の問題はないと認められる。 なお、施設の設置完了後、業務開始届までに、当該施設において実際に測定した値を提出させることとする。 また、次の項目に関する審査についても、適合しており問題ないものであると認められる。 受信空中線の出力端子における信号レベルは、実測等した結果、基準を満足しており、支障ないものであると認められる。 本施設は、光波長多重によって有線テレビジョン放送を行うものではないため審査の対象外である。
(経理的基礎及び技術的能力) 第7条 経理的基礎及び技術的能力は、次の基準に照らして施設を確実に設置し、かつ、適確に運用するに足りると認められるものであることとする。 (1) 経理的基礎 ア 工事費及び建設資金の調達 施設の設置に伴う工事費は施設設置工事の施工業者の見積等により適切に計上されており、これに見合う建設資金の調達は適切に行わ	適	各項目について、以下のとおり適切であると認められる。 工事費は、萩ケーブルネットワーク整備分、益田市整備分のいずれも、施工業者の見積等により適切に計上されているものと認められる。また、これに見合う建設資金は、萩ケーブルネットワーク株式会社整備分については、萩ケーブルネット

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
れるものであること。 イ 事業収支見積 施設の設置許可申請に係る事業収支見積は、申請者が行う事業採算性を見積を基本とし、各収支項目の積算根拠が明確かつ合理的なものであること。 なお、同一施設区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置することとなる場合は、複数の有線テレビジョン放送事業者が業務を行うことを考慮した加入見積を前提として作成されたものであること。 また、テレビジョン放送の受信障害解消を目的とした施設であって、受信者の団体等が当該施設を設置し、同時再送信のみを行う場合の施設の設置許可申請に係る事業収支見積については、受信障害の原因者が業務の運営に要する費用の全	適 — —	ワーク株式会社の自己資金により、益田市整備分については、益田市が国庫補助金、市債及び一般財源により調達することとしている。萩ケーブルネットワーク株式会社の調達分については、自己資金に十分な余裕があるため支出可能と認められる。益田市の調達分については、国庫補助金の交付決定等を受けており、十分に調達が可能と認められるものであるが、万が一整備費に不足が生じた場合においても、適切に予算措置を講ずることを書面により申し出ていることから、建設資金は支障なく調達されるものと認められる。 事業収入については、市内の難視聴地域の点在状況や共聴施設による視聴者数等を勘案して事業開始■年目で■％、■年目で■％と加入率を見込み、それに基づく契約料及び利用料からの収入を基本に見積もっている。益田市が実施した住民アンケートの集計結果においても、ケーブルテレビに「加入したい」という回答と「説明を聞いてから決めたい」という回答の合計が60％を超えていることから、加入見込み及びそれに基づく事業収入の見積は、適正なものであると認められる。 事業支出については、放送に必要な諸経費のほか、修繕費、電柱等使用料など必要と認められる経費が適切に計上されており、適正なものであると認められる。 これらを基礎として算出した見積りは、開局■年目(平成■年度)で単年度黒字となることを予定しており、その後も毎年一定の利益を確保する見通しとなっており、事業運営に支障ないものと認められる。 — 本施設区域に他の有線テレビジョン放送施設が設置される予定はないため審査の対象外である。 — 本施設は、受信障害の解消のみを目的とするものではないため審査の対象外である。

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
額を負担する旨の契約を受信者の団体との間で締結している場合は、事業年度ごとの業務の運営に要する費用の額及び支払いの時期が明らかにされていること。 ウ 資金計画 資金計画は、有線テレビジョン放送業務が継続的に運営されていくための資金の裏付けとしての利益、増資収入等の資金収入と欠損、建設費等の資金支出に関して、資金の出入の計画が適切なものであること。 (2) 技術的能力 ア 施設の設置工事及び保守の担当者は、実務経験等からみて十分な技術的能力を有すると認められる者であること。 イ 保守体制は、緊急保守にも対応できる体制となっており、当該施設を保守するに十分な要員が確保されているものであること。 【法第4条第1項第3号】	適 適 適	本申請に係る資金計画は、資金収支の見積額及び資金収入と資金支出のバランスをかんがみて適切であると認められ、また、借入金返済についても、将来の資金収入見積によれば、着実に返済が行える計画となっており、問題ないものであると認められる。 益田市整備分の設置工事については、市が施工事業者を総合評価方式により選定し、落札事業者に委託して行うこととしており、入札参加条件として一定水準以上の実績及び技術能力要件を定めている。また、萩ケーブルネットワーク株式会社整備分の設置工事については、取得資格や過去の実務経験からみて十分な技術的能力を有する者に委託することとされていることから、設置工事は支障なく行われるものであると認められる。 施設の保守についても、取得資格や過去の実務経験等からみて十分な技術的能力を有すると認められる者が保守を行い、又は同様に能力を有する者に委託する予定であることから、保守は支障なく行われるものであると認められる。 申請書に添付された緊急保守連絡体制等の内容を確認した結果、自社及び委託事業者において、緊急保守に対応できる体制を設定することとしていることから、当該施設を保守するに十分な要員が確保されていると認められる。
(施設設置の適切性) 第8条 施設を設置することが、その地域の地理上のまとまり、難視聴の状況、地域のコミュニケーション手段に対する需要の状況、生活・文化圏としての地域の一体的なまとまり等の事情に照らして、必要かつ適切であると認められるものであることとする。	適	本施設は、益田市において地上デジタル放送の再送信、多チャンネル放送サービスに加え、行政情報や地域行事情報を扱うコミュニティチャンネル等の自主放送を提供することにより難視聴対策等による情報格差の是正や市民の生活・文化の向上や地域経済の活性化に資するものであり、当該施設の設置は必要かつ適切なものであると認められるものである。

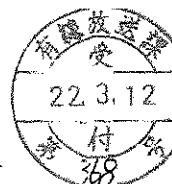
有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査 結果	事由
2 施設を設置する者が、一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、他に施設を設置しようとする者がいないこと、当該地域の住民から有線テレビジョン放送施設の設置について強い要望がある場合等の事情があることとする。この場合において、支配とは、放送局に係る表現の自由享有基準(平成20年総務省令第29号)第13条第1項の規定によるものとする。 【法第4条第1項第4号】	－	申請者は、一般放送事業者若しくは地方公共団体から支配を受けるものではないため、審査対象外である。

イ 関係都道府県の意見(法第4条第2項)

別添のとおり。(情第512号(22. 3. 11))

ウ 設置期間の指定(法第6条第1項)

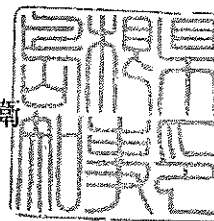
平成23年3月31日



情 第 5 1 2 号
平成 22 年 3 月 11 日

総務大臣 原口 一博 様

島根県知事 溝口 善兵衛
(地域振興部情報政策課)



有線テレビジョン放送施設の設置について (回答)

平成 22 年 3 月 10 日付け中通有第 224 号により照会のありました標記の件につきましては、別紙のとおりです。

別紙

別添の申請の概要を参照の上、次の事項について該当する番号を○で囲み、御意見等がある場合は、御意見等を記載して下さい。

照 会 事 項

萩ケーブルネットワーク株式会社は、新たに有線テレビジョン放送施設を設置し、平成23年4月からの業務開始を予定しています。

1 申請のとおり有線テレビジョン放送施設（以下「施設」という。）を設置することについて、地域住民の生活利便性の向上及び福祉の増進等の観点から島根県として問題と考える点の有無。

(1) 問題はない（特段の意見があれば下記の意見記入欄にご意見等を記載してください）

(2) 問題がある（その内容及び理由について詳細に記載してください）

└──────────→ その内容及び理由：

2 上記の他、国が有線テレビジョン放送法第4条第1項第1号、第3号及び第4号の規定による審査を行う上で、この施設の施設計画の設置について島根県として問題と考える点の有無。

(1) 問題はない（特段の意見があれば下記の意見記入欄にご意見等を記載してください）

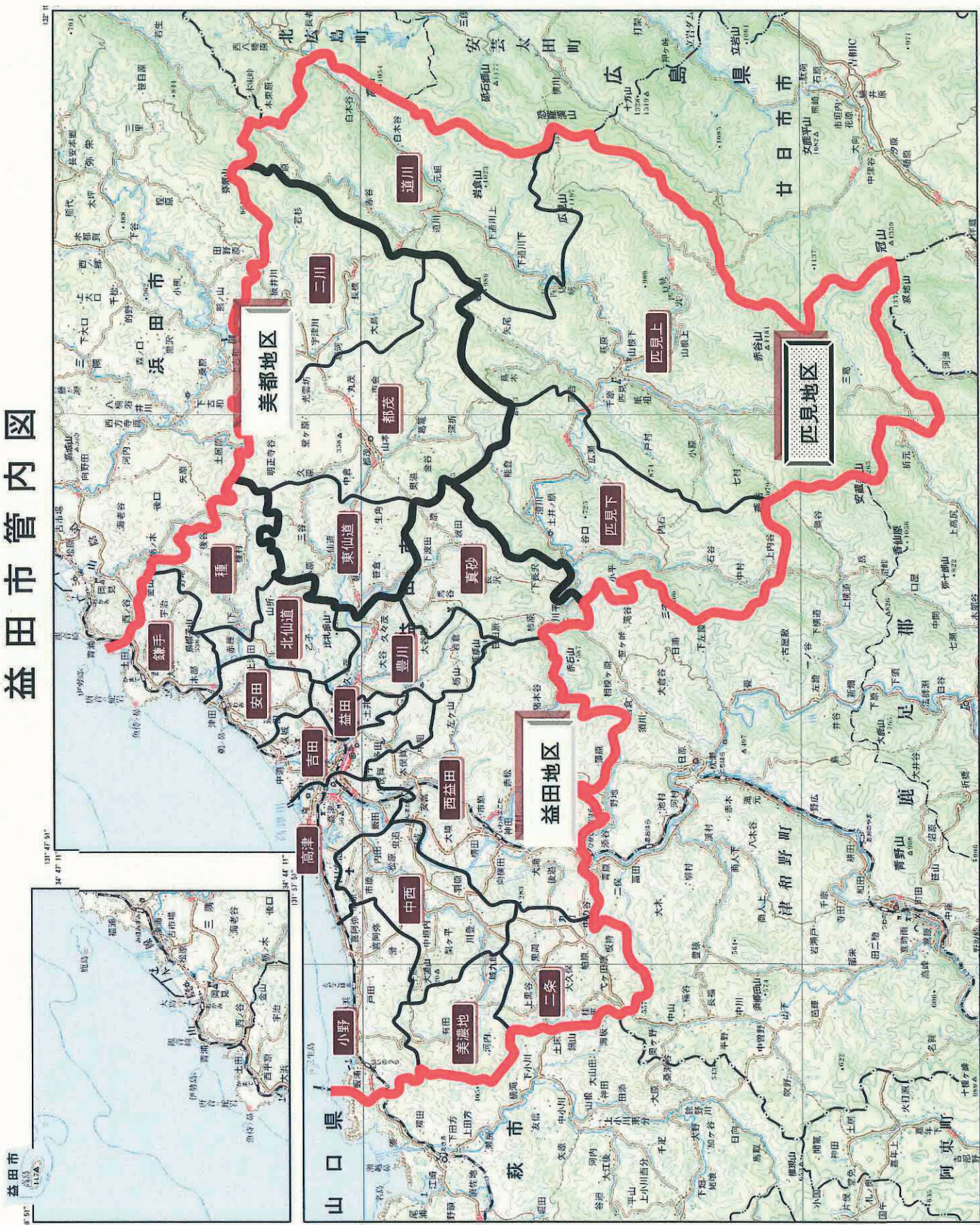
(2) 問題がある（その内容及び理由について詳細に記載してください）

└──────────→ その内容及び理由：

意見記入欄（1 (1) 又は2 (1) で施設の設置に問題がないと考える場合）

本件は、有線テレビジョン放送施設の新たな設置により情報通信格差の是正に資するものであり、当該地域の住民生活利便性向上と、公共の福祉の増進が図られるものと期待されますので、許可にあたっては、事業の円滑な推進が図られるよう、格段の配慮をお願いします。

益田市管内図



島根県のCATVの整備状況(平成22年3月1日現在)

